

令和4年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和4年3月3日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江 (オンライン出席)	委員 齋藤邦彦 (オンライン出席)
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)	委員 長谷川みどり (オンライン出席)
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長)	教育指導課長
	学校改築施設管理課長		子ども未来部長
	中央図書館長		
	子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)		

会議に付した議案等並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	7号	東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	8号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	9号	東京都北区立十条台小学校に係る教育財産の公用廃止について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	11号	東京都北区立学校における「2学期制」検証結果報告書について	了承
5	12号	(仮称) 十条公益施設の設置に伴う上十条図書館の取扱いについて	了承

令和4年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和4年3月3日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第7号議案「東京都北区立学校設備等使用条例施行規則の一部を改正する規則」について、議会に供します。

生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いいたします。

生涯学習・
学校地域連
携課長

生涯学習・学校地域連携課長です。恐れ入りますが1ページをご覧ください。

説明欄でございます。学校設備等に係る規定を改めるため、この規則案を提出するものでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、2ページの参考資料でございます。新旧対照表でございます。

学校の体育館につきまして、地区体育館として、学校教育以外の目的で使用ができる体育館を定めておりますが、荒川小学校と十条台小学校との統合によりまして、現在の十条台小学校の建物を公用廃止することに伴い、体育館も学校設備ではなくなるため、こちらの表から削除するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。

付則の第1項におきまして、施行期日を令和4年4月1日からとさせていただいております。それから付則の第2項におきましては、今回の改正に伴う経過措置を定めてございます。経過措置の趣旨でございますが、今回の改正前に、学校設備として定められていたものに関する使用等の取り扱いにつきましては、当分の間、これまでと同様とするものでございます。十条台小学校の体育館につきましては、十条台小学校の公用廃止後におきましても、十条小学校新校の工事着手及び着手の準備に必要な期間に至るまで、一般の貸し出しを従前のおり行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、第7号議案につきまして、採決に入らせていただきます。

各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。

まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。名島委員、お願いいたします。

名島委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。齋藤委員、お願いいたします。
齋藤委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	賛成です。
清正教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>賛成多数です。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、第8号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について、議題に供します。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>それでは第8号議案でございます。</p> <p>議案書2ページまでお進みください。</p> <p>2ページの説明欄でございます。東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の廃止に伴う補助執行に係る規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>教育委員会は、その権限に属する事務につきまして、具体的な事務処理を、区長を補助する職員に処理させることができるという旨の規定が地方自治法第180条の7にございます。この補助執行に関する規定につきまして、規定の整備を行うものでございます。</p> <p>次の議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。</p> <p>こちらの第2条でございますが、教育委員会の権限に属する事務のうち、区長の事務を補助する職員に補助執行させる事務を定めてございます。右側は改正前でございます。第1号におきましては、学校設備等に関するスポーツ利用の使用承認等について、それから第2号におきましては、十条台温水プールの公共利用に関する事務について、それぞれ区長部局の職員に補助執行させると定めておりますが、第2号の十条台温水プールに関する規定を削除し、改正後にお示しのとおり、学校設備等のスポーツ利用等に関するもののみを補助執行させるとするものでございます。</p> <p>これまで十条台小学校温水プールの一般利用に関する使用承認につきましては、教育委員会の権限とし、申請書の受領、承認書の交付等の具体的な事務処理について、区長部局の職員に補助執行させるとしておりましたが、令和3年第3回北区議会定例会におきまして、現在の十条台小学校の公用廃止と合わせて、十条台小学校温水プール使用条例を廃止</p>

することが可決され、今後はパノラマプール十条台として、区長の権限において使用承認等を行うこととなりましたので、区長部局の職員に補助執行させるとする規定が不要となり、これを削除するものでございます。

第3条以降の改正につきましては、今回の改正に伴う規定整備をさせていただくものでございます。

最後に議案書1ページの付則でございます。

この規則は、令和4年4月1日から施行するとさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、第8号議案につきまして採決に入ります。

各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。

本間委員、お願いいたします。

本間委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。名島委員、お願いいたします。

名島委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員

賛成です。

清正教育長

ありがとうございます。

賛成多数です。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

清正教育長	次に、日程第3、第9号議案「東京都北区立十条台小学校に係る教育財産の公用廃止」について、議題に供します。 学校改築施設管理課長から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	学校改築施設管理課長の馬場です。 第9号議案についてご説明いたします。恐れ入りますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧ください。 十条台小学校の建物の一部を公用廃止するため、本案を提出するものです。十条台小学校は今年度末をもって閉校となりますが、プール施設は引き続き体育施設として運営を継続することから、区長部局へ引き継ぐ部分について、教育財産の公用を廃止するものです。 記書きをご覧ください。 公用廃止しますのは建物の一部であり、プール施設のある建物の1階・2階部分となります。参考資料として平面図を添付しておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。 公用廃止日は、令和4年4月1日となります。 以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。
清正教育長	説明ありがとうございます。 本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、第9号議案につきまして採決に入ります。 各委員より賛成または反対の表決をお願いいたします。 本間委員、お願いいたします。
本間委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、名島委員、お願いいたします。
名島委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。続きまして、齋藤委員、お願いいたします。
齋藤委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
賛成多数です。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に報告事項に移ります。日程第4、報告第11号「東京都北区立学校における「2学期制」検証結果報告書について」、教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育指導課長、畔柳でございます。
報告第11号、東京都北区立学校における「2学期制」検証結果報告書についてご説明いたします。資料をご覧ください。
1、要旨でございます。北区立小・中学校、幼稚園・こども園における「2学期制」の検証について、令和2年度から令和3年度までの2年間、検証委員会を設置し、2学期制を全校園で開始する時点で示した期待した成果が得られているか等について検証を行ってまいりました。
この2年間は、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、開始が令和2年11月となったことや、感染拡大の時期と重なり、延期や書面開催とした回もありました。
令和3年2月には、教員、保護者、学校評議員を対象に、2学期制に関するアンケート調査を実施し、その結果について考察しました。この度、検証委員会における検証結果を、東京都北区立学校における「2学期制」検証結果報告書としてまとめましたので、ご報告いたします。
2、検証結果報告書の内容についてです。
別添、東京都北区立学校における「2学期制」検証結果報告書をご覧ください。
なお、当初は印刷した正式版をお示しする予定でしたが、先ほど説明したとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、検証委員会の開催期間が予定よりも遅れたために、現時点のものをご提示しております。この後、文言の校正を経て、印刷した正式版を今年度末までにお配りいたします。ご了承願います。
1ページ目をお開きください。目次でございます。本報告書の構成が分かるかと思います。
2ページには、平成18年度に北区において2学期制を導入した経緯をまとめております。
3・4ページには、2学期制導入の際に整理した3つの観点と期待される効果を校種別に示しております。
5ページには、東京都北区2学期制検証委員会設置の経緯を示しております。
6ページには、令和3年2月に実施した2学期制検証のためのアンケート調査の対象や方法等を示しています。
7ページから23ページには、そのアンケート結果を順に示しております。
24ページから27ページには、アンケート結果の考察を示しております。

25ページの考察1には、おおむね2学期制により期待した効果が得られていると捉えられるものとして、5点を挙げました。

26ページの考察2には、2学期制により期待した効果が十分に得られていないと捉えられるものとして、3点を挙げました。

27ページの考察3には、2学期制の意義や効果の再確認と、改善が求められる点として5点を挙げました。

続いて28ページから31ページまでには、検証委員会で委員から出された主な意見を整理いたしました。

最後に32ページに検証のまとめを示しております。

指導時間の確保については、教育や授業の充実、指導と評価の改善、きめ細かな生活面の指導の実施などにつながる効果が得られていること。一方、ゆとりの確保については、長期的視野に立った体験的・問題解決的な学習の実施、夏季休業中の生活を変えるきっかけづくり、夏季休業後の定期考査を意識した計画的な学習の実施などの点で効果が十分に得られていないこと。また、通知表が年2回であること。高校受験に対しての2学期制の有効性の理解、定期テストの範囲が広がることの生徒の負担感への対応など、2学期制の意義や効果についての再確認や改善も必要であること。さらに、今回、幼稚園・こども園の教員や保護者も対象に実施いたしましたが、幼稚園・こども園の教員や保護者には回答が難しかった設問もあり、「分からない」との回答をせざるを得なかったとの意見も出されており、いくつかの設問において「分からない」と回答した割合が高かったなどの課題もございました。

今後、北区における学校教育をさらに充実させていくためには、今回のような検証を定期的に行うことが不可欠であることも示しました。

今回の検証で明らかになった課題については、令和4年度から2年間で教育委員会事務局と校園長会等の代表者による検討チームを組織し、他区の状況も踏まえ、研究・検討を行っていくこととします。また、検討状況については、各PTA連合会等へも情報提供するとともに、意見聴取を行ってまいります。

2、検証結果報告書の内容については以上でございます。

初めに要旨を示した文書にお戻りください。

3、東京都北区立学校二学期制検証委員会の委員構成は、お示しのとおりです。

4、今後の予定でございます。この後、令和4年3月末までに検証結果報告書を配布し、令和4から5年度には教育委員会事務局と校園長会等の代表者により、検討チームによる検討会を設置し、引き続き検討してまいります。

本件についてのご報告は以上です。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員。

本間委員

丁寧なご報告をありがとうございました。また、年数を経て、このように丁寧に検証したことは、今後さらに検討していくということですので、発展的にこのことが北区の教育

をより向上させるものと期待しております。

その点において、32ページに主な検討課題としてまとめてくださったことに対して、少し個人的な意見をお伝えさせていただきたいと思います。

北区では、各学校の取り組みを尊重しておりますので、全校一斉にということ expecting してということではございませんし、今後、検討する中で、具体的な手だてなどが出てくるとは思いますけれども、まず、コンパクトにまとめてくださったこの3点の1つ目、教員・保護者等の2学期制導入時の基本的な考え方の再確認等についてです。やはり、これは年数を経ましても、新1年生の保護者をはじめ、教員自身も入れ替わりがありますので、年度始めに学校経営説明できちんと引き続き伝えていく必要があると思っております。特に中学校では、評価が受験にも直接的に関係があるということで、その点についての保護者の理解も必要なことだと思っております。

そのことと関連して、中学校における評価の在り方については、中学校において十分検討して下さっていることとは思いますけれども、通知表のような総括的な評価だけではなく、ここでは到達度評価という言葉が出てまいりましたけれども、こまめな定性的評価をより増やして、総括的な評価と組み合わせ提示していくということが必要ではないかと思っております。学校によっては既に取り組んでいるところもありますが、中学校全体についての状況が分かりませんでしたので、その点をお伝えさせていただきました。今後、2学期制における評価の在り方ということで、さらなる検討を期待するところです。

次に、体験的・問題解決的学習や生活改善におけるということで、夏季休業期間の効果的活用の仕組みについてですけれども、30ページに示していただきましたように、星の1つ目、2つ目のところですが、長期休業中、特に夏休みの活用については、これまで読書感想文についてあまり十分な事前の指導なくして読書感想文を提出していたという、遠い過去の事例ですが、そういうことがありました。今現在は、夏休み中に入る前に読書感想文の書き方の指導をきちんと行って夏休みを迎えるという流れが当たり前のことになっております。そのことから、子供たちの読書感想文の内容が充実していたことに見られますように、この夏休みに入るに当たりまして、やはり各教員が具体的な手だてを伝達していくという共通理解がより大事であると思っております。

例えば、夏休みの自由研究について、それぞれ児童・生徒が取り組んでいく内容を、7月の授業の際に全体で課題を確認し、学習方法や解決の手だてなどの計画を立てるところまで、きちんと教員が見る。あるいは、友達同士で互いに情報交換をするというようなことが、子供相互の刺激にもなりますし、よりよい課題設定が可能になると思っております。自由研究ということで、児童・生徒の主体性に任される部分があるように思いますが、そうではなく、きちんとした位置付けをするということでは、授業中に先生方が指導することが、2学期制の意味の充実にもつながるものと考えております。

同じく30ページの一番下の星のところ、保護者・PTAの協力を得てとあります。具体的な役割分担を例示して、協力を得ていくことがとても大事だと思います。ただ、長期休業中においては、児童・生徒が自由に過ごす時間もとても大事なことで、あまりに地域等の協力を得てしまったがために、逆に子供たちを枠組みの中に収めてしまって、創意工夫の機会を奪ってしまうということがないような配慮も併せて必要だと思っております。

かなり細かい点に踏み込んだ発言となりましたけれども、今後の検討のときの何らかの参考にしていただければ幸いです。

以上です。

清正教育長

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第5、報告第12号「(仮称)十条公益施設の設置に伴う上十条図書館の取扱いについて」、中央図書館長から説明をお願いいたします。

中央図書館長

中央図書館長の堀田です。

報告第12号「(仮称)十条公益施設の設置に伴う上十条図書館の取扱いについて」、ご報告させていただきます。

この報告事項につきましては、1月12日の協議会におきましてご報告させていただいた件ですが、去る2月28日の文教子ども委員会におきましてご報告いたしましたので、改めて教育委員会でご報告させていただくものです。

資料をご覧ください。

1の「(仮称)十条公益施設について」です。十条駅西口市街地再開発事業に伴いまして、新たに建設を予定しております十条公益施設につきまして、「十条らしさをキーワードに交流を促す公共施設」として、駅前の新たなにぎわいを創出する施設として整備していく形で、区長部局を中心に教育委員会事務局も連携しながら検討を進めているところです。

十条公益施設は、北区公共施設再配置方針に基づき、施設の複合化、集約化を図る観点から、多世代が交流できるスペースやホールなどを備えることを検討しております。そして、上十条図書館の図書機能の一部を引き継ぎ、図書の力を最大限に活用して、十条駅前のにぎわいを創出することを想定しています。

2の「十条公益施設の設置に伴う図書館機能の取扱いについて」です。十条公益施設の設置に伴い、現在の上十条区民センターの中にごございます上十条図書館の機能移転に当たりましては、上十条図書館が実施している事業や保管している蔵書を中央図書館に引き継ぐほか、十条公益施設には一定量の書籍の配架、閲覧や予約本の貸出・返却機能の確保、上十条ふれあい館には新聞等の閲覧コーナーの設置など、引き続き区長部局と連携して、上十条図書館の従来の利用者に対するサービス水準が維持されるよう検討を進めた上、教育委員会が所管する上十条図書館については閉館とするものです。

現在の上十条図書館の閉館時期につきましては、十条公益施設の開設時期が明確になった時点において改めて決定してまいります。

私からのご報告は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。